

## 「知的財産高等裁判所（仮称）」の設置について

### 1 知的財産高等裁判所（仮称）の設置

東京高等裁判所に、知的財産高等裁判所（仮称）を設けるものとする。

### 2 知的財産高等裁判所（仮称）の取扱事件

知的財産高等裁判所（仮称）は、東京高等裁判所の管轄に属する事件のうち、下記～等の知的財産に関する事件を取り扱うものとする。

#### 記

東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に提起された、特許権、実用新案権、回路配置利用権又はプログラムの著作物についての著作者の権利に関する訴えについての終局判決に対する控訴事件であって専門的な知見を要するもの

東京高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所に提起された、意匠権、商標権、著作者の権利（プログラムの著作物についての著作者の権利を除く。）、出版権、著作隣接権若しくは育成者権に関する訴え又は不正競争（不正競争防止法第2条第1項に規定する不正競争をいう。）による営業上の利益の侵害に係る訴えについての終局判決に対する控訴事件であって専門的な知見を要するもの

特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、著作者の権利、出版権、著作隣接権又は育成者権に関する行政訴訟事件（審決取消訴訟等）

その他主要な争点につき知的財産に関する専門的な知見を要する事件等

### 3 知的財産高等裁判所（仮称）に勤務する裁判官等

最高裁判所は、知的財産高等裁判所（仮称）に勤務する裁判官を定めるものとする。

最高裁判所は、知的財産高等裁判所（仮称）に勤務する裁判官のうち一人に知的財産高等裁判所長（仮称）を命ずるものとする。

知的財産高等裁判所（仮称）が行う知的財産高等裁判所（仮称）における裁判事務の分配その他の司法行政事務は、知的財産高等裁判所（仮称）に勤務する裁判官の会議の議によるものとし、知的財産高等裁判所長（仮称）が、これを総括するものとする。

### 4 知的財産高等裁判所事務局（仮称）

知的財産高等裁判所（仮称）の庶務をつかさどらせるため、知的財産高等裁判所（仮称）に知的財産高等裁判所事務局（仮称）を置くものとする。